

令和7年度定例第一回（春）関東地方知事会議

会 議 録

令和7年5月21日（水）

（於 都道府県会館 知事会会議室）

関 東 地 方 知 事 会

令和7年度定例第一回（春）関東地方知事会議

1 日 時 令和7年5月21日（水）13：30～15：15

2 会 場 都道府県会館 3階 知事会会議室

3 出席者

会長	茨城県知事	大井川 和彦
	東京都副知事	栗岡 祥一
	栃木県知事	福田 富一
	群馬県副知事	津久井 治男
	埼玉県知事	大野 元裕
	千葉県知事	熊谷 俊人
	神奈川県知事	黒岩 祐治
	山梨県知事	長崎 幸太郎
	静岡県知事	鈴木 康友
	長野県知事	阿部 守一

4 協議事項等

- (1) 国の施策及び予算に関する提案・要望について
- (2) 前回提案・要望事項への措置状況報告について
- (3) 令和6年度関東地方知事会歳入歳出決算（案）について
- (4) 警察物品等の共同調達検討部会の設置について
- (5) その他

5 会議内容

(1) 開会

○事務局

それでは定刻前ではございますが、皆さんお揃いになりましたので、ただ今から令和7年度定例第一回春の関東地方知事会議を開会させていただきます。私は事務局を担当しております、茨城県政策企画部長の木名瀬でございます。進行を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

報道機関の皆様におかれましては、写真撮影は会長の挨拶終了までとさせていただきますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。また、各都県知事様におかれましては、ご発言に際しましては、マイクスイッチをオンにいただきましてからご発言をお願いいたします。それでは開会にあたりまして、会長である茨城県の大井川知事からご挨拶を申し上げます。

(2) 会長挨拶

○会長（茨城県知事）

各都県知事の皆様方には大変お忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。今年度会長を務めさせていただく茨城県知事の大井川でございます。一年間どうぞよろしくお願いいたします。

最近の世界情勢は、自国主義、一国主義、保護貿易を抱える米国トランプ大統領の通商政策、ウクライナや中東情勢など国際情勢は激しく揺れ動いており、世界経済の不透明感の増大や国際社会の分断の加速を懸念する声が広がっております。こうした中、我が国では少子高齢化人口減少に伴う労働力不足や賃金上昇率を上回る物価高、エネルギー問題、激甚化する災害への対応など、広域での連携協力が必要な課題が山積しており、本会議における各都県からの提案・要望事項にも、それらが映し出されていると考えます。これらの課題に対して、関東知事会として結束して、国に対してしっかりと働きかけていくことが重要であると考えております。本日は限られた時間でございますが、有意義な議論の時間にして参りたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(3) 協議事項

- ・ 国の施策及び予算に関する提案・要望について
- ・ 前回提案・要望事項への措置状況報告について
- ・ 令和6年度関東地方知事会歳入歳出決算（案）について
- ・ 警察物品等の共同調達検討部会の設置について

○事務局

ありがとうございました。

それでは、会議冒頭の撮影につきましては、ここまでとさせていただきます。報道関係の皆様は、報道関係者席の方にご移動をお願いいたします。

なお、本日は会議のペーパーレス化を図るため、机の上の会議資料が入りましたタブレットをご用意させていただいております。何かご不明な点がございましたらば、お声掛けをいただければと存じます。

それでは、これから先の進行は会長にお願いしたいと思います。大井川知事よろしくお願いいたします。

○会長

それでは協議事項に入る前に、まず前回の会議以降に再任されました知事をご紹介します。

昨年11月の栃木県知事選挙で福田知事がご当選され、再任されました。福田知事、ご挨拶をお願いいたします。

○栃木県知事

10 都県は日本の成長のエンジンだと思っております。その一翼を北関東の栃木の地で、引き続き担ってまいりたいと考えておりますので、今後よろしくお願いいたします。

○会長

福田知事ありがとうございました。続いて、本年3月の千葉県知事選挙で、熊谷知事がご当選され、再任されました。熊谷知事、ご挨拶をお願いいたします。

○千葉県知事

3月の知事選挙で、2度目の当選を果たすことが出来ました。関東地方の皆様方とは、これからも連携をさせていただきながら、日本の全体の発展のために、千葉としても貢献をして参りたいと思います。これからもどうぞよろしくお願いいたします。

○会長

熊谷知事ありがとうございました。それでは、協議に入らせていただきます。お手元の次第に従って進めてまいります。

始めに、国の施策及び予算に関する提案・要望についての協議をお願いします。資料1「提案・要望事項について」を一枚おめくりいただきまして、提案・要望事項の一覧をご覧くださいと思います。この一覧の12の項目ごとに、提案都県にご説明をいただき、その後に意見交換を行ってまいります。時間に限りがあるため、発言は端的におまとめいただき、円滑な議事の進行にご協力賜りますようお願いいたします。初めに1番目、地方分権改革の推進についてでございます。これは共同提案ということで、私から説明いたします。資料5ページをご覧ください。

地方分権改革の推進については、共同提案として例年、提案・要望を行っている事項です。引き続き、地方分権改革の着実な推進を図っていく必要があることから、国と地方の役割分担の適正化など9項目、地方の安定的な財政運営に向けた支援など22項目、合わせて31項目について、提案・要望を行うものです。それではこの項目につきまして、ご意見があれば挙手をお願いいたします。

○千葉県知事

ありがとうございます。先日の九都県市首脳会議でも申し上げたんですけれども、地方税財政制度の構築に関連しまして、居住する地域にとらわれない子ども施策の実現および税源の偏在是正の観点からコメントさせていただきます。

これまで、国の責任、そして財源において、居住する地域にとらわれない子ども施策を実現するべきであると、関東地方知事会一致して、国に求めてきたところであります。国において、高校授業料、また学校給食費の無償化が拡充されることはですね、そうした声も受けながら、様々な政治

情勢のもとで、実現したものと受け止めております。

一方で行政サービスの地域間格差が生まれたその背景にある税源の偏在というのは未だ解消されておられません。今後も他の様々な分野で格差が生じる可能性があります。国が本来行うべき領域の施策までも、自治体が行うべきとしてですね、県民や関係者の方々が認識を誤ってしまう恐れもあります。改めてですね、この地方偏在性が小さく、税収が安定的な税体系の構築について、引き続き国に対して強く働きかけていく必要があるというふうに考えております。私からは以上です。

○会長

ありがとうございました。では黒岩知事。

○神奈川県知事

それでは神奈川県から意見を出させていただきます。要望案について修文を求めるものではありませんけれども、千葉県の意見に賛成であります。

本県では、これまで子ども施策などにおいて、住んでいる地域により負担に差が生じるのは県民目線から納得できない、その背景には財政状況の違いがあると繰り返し訴えて参りました。令和7年度与党税制改正大綱では、行政サービスの地域間格差が顕在化しているということと、拡大しつつある地方公共団体間の税収の偏在や、財政力格差の状況について、原因課題の分析を進めるということが明記されました。このことは、行政サービスの地域間格差とその背景にある税収偏在について、国も対策が必要と認識していることの現れでありまして、前向きに評価をしたいと思っております。

行政サービスの地域間格差の代表格でありました、高校授業料の無償化、これは実現に向けて一歩前進したところでありますけれども、保育料の無償化の対象拡大などは、依然として格差が残っております。さらに、本来であれば、全国一律で行われるべき、病院経営に対する支援などで新たな格差が生じており、今後もさらに拡大する可能性があります。

また、昨今東京都さんは、水道料金も無料にするんだと、ダイナミックなことをされてですね、我々から見ていると羨ましい限りと言わざるを得ないところであります。さらなるこういう格差を生じないためには、地域

偏在性が小さくて、税収が安定的な地方税体系の構築、これが必要であるということについて、関東地方知事会の首脳間で認識を共にできればと考えております。私からは以上です。

○会長

大野知事お願いいたします。

○埼玉県知事

議長ありがとうございます。今、千葉、神奈川の両県知事からお話でしたが、地方税体系について再構築などの検討が必要ということについて、私も賛成なのですが、その中身について少し掘り下げたいと思うのですけれども、先ほど、与党の大綱の話がございましたが、そもそも特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律附則第9条では、法律施行後の全国の状況を調査分析するとともに、その調査・分析を勘案した適切な偏在是正措置を求めています。

この法律に従い、やはり我々としては、特に令和元年度の先ほどの特別法人事業税・譲与税の制度創設時から、地域間格差のさらなる拡大が、より進んでいる、あるいはEコマースが進展している、こういったところを踏まえると、我々といたしましては、先ほどお話がございました令和6年12月の令和7年度与党税制改正大綱の税収の偏在等について、原因課題の分析を進めるとの記載がありましたが、その後の動きがない中で、やはり具体的な動きを引き続き国に対して働きかける必要があると思っています。

特に先般、九都県市首脳会議におきまして、東京都から「ネット販売の7割を占める主要30社の法人事業税収の全体に対する割合というのが、全国・東京ともに0.5%程度の推移で、両者に差はなく、税収の集中が進展しているという状況にはないという認識」とのご説明がありました。この0.5%が何を意味するのかは不明ですけれども、法人事業税に対するシェアのみを取り上げており、どれだけ税収が増えているかについては触れておりません。

また、東京都が主張するインターネット販売の7割を占める主要30社は、月間ネット販売の調査だろうと思いますけれども、これを対象として

抽出した根拠は不明ですが、それでもその半数の 15 社は東京都に本社を置く企業であります。

その上、令和 3 年経済センサスにおいても、卸売業・小売業におけるインターネット販売額の都道府県別シェアは埼玉県の場合 4.2%ですが、東京都は 41.2%とすべての道府県よりも突出して高く、東京都のインターネット販売額は平成 28 年が約 1.4 兆、令和 3 年には 2.4 兆と大きく増加をしています。

このように E コマースの進展で税収がますます東京に集中する状況にありますので、やはり、先ほどの法律附則第 9 条に基づき、全国の状況の調査、是正措置を求めていくべきというふうに思いますので、中身についても少しコメントさせていただきました。

○会長

よろしいですか。じゃあ、どうぞ。

○東京都副知事

すみません。今、何県か、東京都に対してのご指摘ございましたので、私の方から少しお話をさせていただきたいと思います。

ひとつ、税源の偏在を是正という話がありましたけども、これにつきましては、東京都の財源を念頭に、地方法人課税などを国税化する、いわゆる偏在是正措置を求めるといえるものであれば、地方分権に逆行する不合理な措置だというふうに私どもは考えてございます。そもそも我が国の財政は、釈迦に説法かと思えますけども、租税収入の配分が国税と地方税で 6 対 4 であるの対しまして、歳出の割合は 4 対 6 と依然として逆転状況が続いてございます。真の地方自治を実現して日本全体の持続的な成長に繋げていくためには、地方が担うべき事務と権限に見合う地方税財源の充実確保こそが重要だと思います。もとより税収に地方交付税等を加えまして、突出して高いということはございません。

また、水道料金についても、先般発表いたしまして、ご意見いただいておりますけれども、水道料金につきましてはですね、インフラの老朽化対策ということで、平成 6 年に 16.1%の料金改定を行ってですね、計画的

な維持更新に努めてまいりました。で、これは、東京都としてはですね、熱中症対策ということで、都民の命と健康、暮らしを守るという観点から、今年の夏に限った臨時的な特別措置として実施するものでございます。昨年、熱中症関係で 8000 人近い都民が救急搬送されまして、340 名の死者が出てございます。そちらの半分を超える人たちが、自宅にエアコンがあるんだけど、使わないというようなことがございまして。かつては確かに、温暖化が強くなる前は、省エネということで、皆さんに節電とか呼びかけをしておったわけですけど、むしろ積極的に使っていただくというようなことを、現在の物価上昇、高騰の中でやっていただくということで、こういった措置を私どもとして判断したということになってございます。もとより、こういった各地域の課題や状況を踏まえまして、それぞれ自治体の必要な行政サービスを展開していくことが地方自治の基本だと思っております。今ご指摘いただきました県の皆様におかれましても、例えば東京がやってない事業をやってらっしゃるところもございますので、そこは各県におけるプライオリティの問題ではないかというふうに考えてございます。

E コマースの話についてもご指摘ございましたけれども、主要 30 社、ネット販売 7 割を占める主要 30 社の法人事業税収入全体に占める割合というのは全国、東京都とも 0.5%程度ということで、大きなシェアの話ではございませんので、そういった意味で集中が進展しているという状況にはないのではないかというご指摘をさせていただきました。以上でございます。

○会長

では阿部知事お願いいたします。

○長野県知事

私も税源の偏在是正については、しっかりと進めてもらわなければいけないと思っています。小池知事が今日いらっしゃらないので、東京都の問題についてあまり言及してもどうかなという感じがしますが、今お話があったとおり、プライオリティの問題だと片付けられてしまうと、なかなか東京都以外の道府県、結構厳しいなというのが率直な私の思いであります。

もとより、国際競争力を東京都がつけていただくということは大変重要なことだと思いますので、産業政策であつたり、まちづくりだつたり、こうしたものをアジアの中でも、世界の中でも優れた都市するということに重点的に財源を当てて、そういう方面を進めていただくことは非常に重要なことだと思いますが、本来国でやるべきであるような子ども政策だつたり、社会保障の根幹に関わるような話だつたり、そうしたところをあまり突出して、財源を充当されてしまうと、なかなか他の道府県は同様の対応が行えないという状況になります。分権の観点からすれば、自主財源を自由に使われるということは、これを我々がとやかくいう話じゃないと思いますけども、しかしながら一方で、東京都自体は、制度として他の道府県とは違う制度になっているということもありますし、やはり国全体の中で役割というものをしっかり踏まえた上での対応のあり方というものを考えていただくということが必要ではないかなと思っています。

それに関連して2点申し上げておきたいのは、まさに、この東京都問題を、我々、東京都だけを悪者にするというつもりは全くありませんので、むしろ国自体が、この財源の話のみならず、本来国がやるべきことを地方に任せるのではなくて、もっと国が責任を持ってやるべきことがたくさんあるのではないかなと思っています。教育費の問題であつたり、あるいは子ども医療費の問題であつたり、本来国が、今の状況の中で積極的に財政負担も行いながら制度化すべきものを、我々地方がやっているからということで、ある意味任せていると、放置しているというような状況になっておりますので、東京都も含めて、本来国がやるべきものはもっと国が積極的にやるべきではないかということを、まずは、もっともっと強く一緒に訴えていきたいなと思っています。

それからもう1点、先般、参議院選挙に向けて、私が国民運動本部長として、各都道府県のご意見をまとめて、政党に問題提起、提言をさせていただいた際に、今回の7番の、国の政策決定の地方への参画のところについて、特に、参議院は良識の府として、やはり衆議院と違う役割をしっかりと担ってもらう必要があるのではないかということで、特に強調させていただいております。どうしても国の政策決定の中に、我々都道府県の声が、これまで十分反映されてこなかったということが、今議論されているような問題の根底にあると思いますので、これから参院選があつて、各政党も

いろいろ公約を出されると思いますけれども、この国の政策決定について、地方がもっと参画できるようにということは、関東地方知事会の各都県知事の皆さんも、ぜひ地元の国会議員の皆さんにも強く訴えていただいて、また、少なくとも参議院制度の中に、もっと地方の声を、あるいは分権的な議論を、しっかり反映したり議論するべき場を作ってくれということを、強く求めていただければと思っています。よろしくお願いいたします。以上です。

○会長

はい、どうぞ。

○東京都副知事

何度もすみません。今、お話をいただきましたように、国が本来やるべきことをしっかりやってもらいたいというのは、全くおっしゃる通りだと思っておりまして、私どももそのことには賛成でございます。

一方で、繰り返しになりますけど、東京都に税源が偏在しているじゃないかというご指摘があるんですけども、先ほど申し上げたように、地方交付税を加えた一人当たりの、一般財源額で見ると、東京都は調整後については、全国平均と同水準だということを改めて申し上げさせていただくと、私どもとしても、日本の成長のために貢献するということで、東京港の機能強化ですとか、外環とか、様々なハードに投資してございます。総額1兆1,600億ということで、この4年間で2,000億ほど増額させておりますし、ここにいらっしゃる県の皆様とも協力しながら、例えばスタートアップの成長支援ですとか、このあいだもやりましたけども、SusHi Techとか、14万人以上集めた東京イノベーションベース、TIBがございまして、ここに参加していただいている県の皆さんもいらっしゃるかと思うのですが、そういったことに対しても4,000億円、今振り向けて、スタートアップのため支援をやったりとかしてございますので、そういった形でも、引き続き皆様と、協力しながらやっていけたらなと思っておりますが、少子化についても、申し上げたいところは、人に対する投資なのか、本来国がやるべきことはしっかりやってもらいたいという前提の下でのお話ではございますけれども、もう時間もない中で、都としてはやむにや

まれず、今しか最後のチャンスはないだろうということで、人に対する投資ということでやらせていただいております。以上でございます。

○会長

ありがとうございます。特に文案修正という話ではないにしても、これはずっと続いている議論であるのですが、全国知事会の時の議論とは違って、関東知事会として議論しようとする、やはりその税源偏在ということ以上に、それをどう使うか、先ほど阿部知事からあった、国がやるべきことというのはあるのですけれども、要するに関東都県で、人口の奪い合いみたいな、そういうことにならないような形で、その部分は国が共通してやってくださいという、支出の方で定義を決めた方がいいと、話を伺っていて感じます。例えば、教育・子育てについての政策決定はなるべく国でやってくれ、という提言をするのか。税収偏在から始まって、すべて大括りでやるよりは、国が本来ここは担っていただく方がいいのではないかという、人口の奪い合いにならないような形での提言というのも、一つあるのかなという感じを受けました。

その他にご意見ある方いらっしゃいますでしょうか。お願いします。

○神奈川県知事

一人あたりで言うと、全国平均だっていう話がありましたけども、そうはいいながらも、東京はやはり人口密集していますから、いろんな行政サービスをやるにしても、それだけ密集したところにやるというのは、効率が良くなるわけです。ですから、それを一人当たりで比べるというのはほとんど意味がないというふうに思います。やはり会長がおっしゃったように、どの部分を国がやるべきなのかということをしっかり精査した方がいいかなというふうに思います。

今病院が非常に危機的な状況にあります。これ九都県市首脳会議でも、医療の危機だということで合意をして、先日、福岡厚労大臣の方に陳情に参りましたけれども、そういう中で、例えば東京都さんは300億をボーンと、この病院経営の大変な時に撒いているということになりますけども、我々から見ていると、お金が余ってしょうがないのではないかなという気がいたします。300億パッと撒いてというのはとってもいいと思いますけ

ども、しかし、今の状態の病院の形を温存するということですから、これは。その根本の議論なしにして、パッと東京都だけが、300 億をワッと撒かれているというのはですね、我々はそういう発想をしていなくて、本来医療はどうあるべきなのか、病院はどうあるべきなのか、そういう中で、この人口の減少していく超高齢社会が進んでいくという中で、病院の在り方、全体のグランドデザインを描きながら、そこにその流れを作っていくということはやらなきゃいけない。これはまさに国の仕事ですね、医療政策ですからね。そういうのをしっかりやろうというものが無いままに、突然ボンって 300 億出して、延命措置をやるということですね、非常に問題だなというふうに思わざるを得ないです。今日小池知事がいないということで、議論にはなりませんけども、そういうのが我々が思う正直なところですよ。

○会長

大野知事お願いします。

○埼玉県知事

会長が議長として取り仕切っていただくことに対して、敬意を表しますが、他方で、やはり偏在というところについて、そこを無しにしてというのは、なかなか難しいのかなというふうに思っています。

というのは、今日ここで取りまとめて云々という、そういうつもりで発言しているわけではないのですけれども、他方で、我々が考えるべきは、税収の差として、例えば地方消費税については、ほとんど一人当たりの税収では東京と他の県の差はないです。

ところが法人二税などで言うと、格差を是正してもなお、格差を是正する前は 8.8 倍なのですが、埼玉県と東京都との場合、今一人当たりでも 2.8 倍です。その差だけではなくて、もう一つあるのは、消費地に税収が帰属しない、E コマースのように、そこでオーダーをして、そこで買って、そこで使って、そこで廃棄もするにもかかわらず、税金だけが東京都に落ちてしまうような、こういったことがありますので、そこについては問題意識として我々これから持っておく必要があるというふうに思うので、ご提案はその通り、敬意を表しますけれども、そこはちょっと外せる話では

ないのではないかというふうに、私の方からは意見させていただきます。

○会長

どうぞ。

○東京都副知事

黒岩知事から病院のお話がありました。おっしゃるとおり、国が全国でしっかりやっていただくことはやっていただかなければいけないというスタンスは、我々も同じでございます。ただ、やはり地域医療の話は、神奈川県もそうだと思いますけども、かなり危機的な状況を迎えているところもあって、エリアによっては病院が潰れていってしまって、地域医療がなかなか成り立たなくなったりとか、大都市の特性として、改修改築には相当お金がかかりますけども、今、全国一律の、一定の補正をされているとはいえ、補助制度ですとか、国民健康保険制度の中では、なかなか補填できないようなこともたくさんございます。そういった中で、地域医療を守るために、やはりいくつかの病院が潰れていくという状況の中で、緊急的な措置として今やっているわけでございます。おっしゃるとおり、国全体でやるべきということは全くおっしゃる通りですけども、そこだけを取って、東京都は金が余っているからいいんだという話で、おっしゃるのは違うのではないかと私は思います。

○会長

文案変更という話ではないので、このまま変更なしで進めさせていくというのも一案だと思いますが、大野知事から、切り離せないというお話が出たのですが、税源の話は、関東だからということではないので、全国知事会で議論するにしても、今少なくともお話を伺っていて共通する点は、国にやってもらうべきことは東京都も含めてみなさんご意見が一致するので、そこはもう少し前進させても、そこだけでも前進させてもいいのかなという感じはいたしますが、いかがでございましょう。このまま文案変更無しで進めたほうが良ければそうしますが。

○千葉県知事

今の文案が、いわゆるみんなが合意できる状況ですので、それでやむを得ないかなと思います。確かに、国がやるべきだというところが、ある種、これも一致点でありますので、それはそれとして要望していくわけですが、けれども、我々が、例えば私が千葉県として危惧しているのは、実際様々な政治情勢の中で、私立高校等の無償化が決まりましたとなると、また東京都さんの巨額の財源が浮くわけです。それをまた何にお使いになれるのかということが、近隣県としてはもう戦々恐々ですよ。またそれをやられて、なんでそれが千葉県はできないんだということを、また新たな問題として、県民の不満が高まっていくということの、この繰り返しになるというふうに思っております。阿部知事と同じように、我々も日本、世界視点で見た時に、東京都が強くなることは、もう全然オッケーですよ。世界の中で戦っていく都市としての投資として、どんどんおやりになっていただくために、本来、全国民の中の、納めた税金が本社に集められて、それが東京都さんに納められている。それがこのような形で、繰り返し出てきっているとおり、国が本来やるべきものも含めたところに使われ続ける。また新たなものが、捻り出されてしまうんじゃないか。これではですね、私は繰り返し、変わらないというふうに思っています。ですから、当然、国がやるべきことを求めつつも、やはり私は偏在性というのは、直していかなければ、同じことの繰り返しだというふうに思います。

○会長

福田知事お願いします。

○栃木県知事

ご意見の趣旨は、14 ページの税財源の充実強化のための抜本的改革の中で、一部触れているのではないかと思いますのですが、この書きぶりだとまずいというところがもしあれば、会長としても取りまとめがしやすいのではないかなと思うのですが。その前に九都県市首脳会議でいつも議論しているのに、そこではこの話はまとまらないのでしょうか。それはいいとして、この14 ページについては、どうですか。

○会長

たぶん、文案を変更する必要はないというのが、ご主旨じゃないかなというふうに思います。ただ、その話を前進させるのに、別の場で、例えば国がやるべきものはどの範囲なのかを話し合うというのも、一つ意義があるかなと思い申し上げましたが、話がまとまらなさそうでございますので、文案変更無しということで進めさせていただきますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○会長

ありがとうございます。次に、東京都から、バス運転士不足の解消についてご説明をお願いいたします。

○東京都副知事

東京都から、バス運転士不足の解消等について、ご提案させていただきます。人口減少や高齢化が進み、コロナ禍を経て、人々の暮らしや働き方が多様化する中で、路線バスの減便や廃止が全国的にも、東京都内においても進み、地域の足の不足は社会問題となつてございます。その中の大きな要因の一つが、バス運転士不足でございます。有効求人倍率が、全職業平均の約2倍でございまして、東京都におきましても、コロナ後のバス需要の回復に伴いまして、人手不足は顕在化しております。その背景には、バス事業者の経営状況の厳しさや、大型二種免許保有者の減少、長時間労働や中高年の男性に偏った就業構造などの複数の課題がございます。こうした状況を踏まえまして、短期、中期、長期のそれぞれの切り口から多面的に取り組んでいく必要がございます。

短期的に取り組むべき要望として、まず1つ目は、観光産業との連携などにより事業の多角化を促すなど、バス事業者が経営基盤を強化する環境を整備すること。

2つ目は、退職自衛官などの技能を有する人材や、女性や外国人などの人材の受入れ、バス運転士養成に向けたサポートなど、運転手のキャリア形成に向けた支援の充実を図ること。

3つ目は、バス運転手の就労意欲の向上につながる魅力のPRや事業者

が行う機運醸成の取組への支援を充実させること。

4つ目は、運転手の労働環境の負荷を低減するためのDX化への財政的な支援などを充実させること。

以上、4点を要望したいと思っております。

次に、中長期的には、39ページになりますけれども、大型の路線バスだけでなく、コミュニティバスや鉄道など、複数の交通モードとの連携、接続を図ることが必要でございます。

さらに長期的には、自動運転の社会実装が担い手不足の解消につながることも期待されてございます。そこで、技術開発促進や走行環境のさらなる整備、初期投資への支援などを充実させることを要望していきたいと考えてございます。以上の事項を関東地方知事会として、関係省庁へ働きかけることを提案したいと思います。以上でございます。

○会長

ありがとうございます。みなさんからご意見ご発言ございましたらお願いいたします。では阿部知事お願いします。

○長野県知事

東京都のご提案に、基本的に賛成をさせていただいております。私も、地域の公共交通、特にバス事業、これからの運営経営が非常に厳しくなってくる中で、医療であったり、教育であったり、観光であったり、様々な分野のあり方を考える時に、この交通が、何と言っても基盤が揺らいでしまうと、他の政策をいくら充実しても、なかなか暮らしやすい地域にはならないと思っております。その中で、この人員不足の解消というのは喫緊の課題でありますので、ぜひ関東地方知事会として強く要請していただきたいと思っております。

一点、この1番目のところ、もし可能であればということなのですが、この多角化、経営効率化、あるいは経営基盤の強化など、主体的な経営努力を促す環境を整備するとともに、という形で書いてありますが、これは今の制度のあり方を前提とされているものだと思います。その後に自治体をはじめ関係者の役割を明確にすることと記載されているのですが、本県、いわゆる公共交通は社会的共通資本だという考え方のもとで、公共

関与をこれまで以上にもっと増やしていかなきゃいけないと思っています。都道府県と市町村の関係性を念頭に置きながら、幹線的なルートでかつ市町村境をまたぐような路線については、県としてしっかり財政的な支援をこれまで以上に踏み込んで行おうという方向を出させていただいています。そういう観点で、この後段の「その際、自治体をはじめ、関係者の役割を明確にする」ということで、「明確」だと今までのあり方をそのまま温存するようには見えるのですが、これから人口減少社会においては、おそらく民間企業が運賃収入で頑張ってくださいね、という従来型の発想ではもう立ち行かないことは明らかだと思いますので、そういう意味ではここを、「牽引すること。加えて、将来に向けては、自治体をはじめ、関係者の役割を見直す」であるとか、あるいは「再構築する」とか、もう少し新しい仕組みづくりも含めて問題提起するような表現にさせていただけると、より良くなるのではないかなと思っていますので、その点だけ問題提起させていただきたいと思います。以上です。

○会長

他には。大野知事お願いいたします。

○埼玉県知事

ありがとうございます。この路線バスなど、住民の貴重な交通手段の維持確保は、おそらく全国的に極めて深刻な課題なのではないかというふうに考えています。

他方、実は一昨年まで、国の規制が、結果としてバスの運転手の確保を難しくしていたということがあります。

というのは、路線バス事業では、運転手の平均給与が同業種の運転手の平均給与を上回る場合には、国は運賃改定を認めませんでした。こういう規制が存在しており、結果として路線バス運転手の報酬が抑えられて、結局報酬が高い方に流れていってしまうというのが一昨年までありました。

本県から関東運輸局に対して、この規制はおかしいだろうということで見直していただいて、一昨年にこれは全国的に撤廃になりました、関東だけではなく。ところが、それまでに結局、人手不足の中で、運転手の方々が他の業種、同じ運転手だけど、他の会社にだいぶ流れてしまっていまし

た。実際には国主導で制限してしまった、この規制が足を引っ張ってしまったという現実があります。

そこで、東京都さんの提案に私も賛成なんですけれども、ただ、こういったことを踏まえれば、この全国共通の課題に対する国主導の強い支援というものが、他の必要とされる人手不足の業界よりも、私はより強く必要なのではないかというふうに認識しています。例えば、運転システムの技術開発とか、DXとか、あるいは女性の採用とか、あるいは交通ネットワークの再構築に向けた課題解決とか、自動運転化とか、いろいろなものがあると思います。それぞれのメニューはいろいろあると思いますが、特に関東の我々に共通の課題だと思います。特にそういった規制の経緯もあったので、ぜひ、これは強く求めていただきたいというふうにお願いをさせていただきます。

○会長

はい、ありがとうございます。他にはよろしいですか。

今の大野知事のご発言は、具体的な文言を修正する感じになりますでしょうか。

○埼玉県知事

私の方からのお願いは、修正のお願いではございませんけれども、特にここについては多分みなさん共通であるのと、さっき言ったように国が原因だったこともありますので、より強く働きかけをいただきたいという、そういう趣旨です。

○会長

そういうことですか。はい。どうですか。

○東京都副知事

最初の長野県の阿部知事のご指摘も、今後のことも考えると、おっしゃるように、かなり状況変わってきているのかなという気はいたします。その辺り、各県によってもいろいろ状況もありますので、事務的に整理させていただければと思っております。

国の方のお話は、おっしゃる通り、我々もかなり他の業界、特に大型二種で見ると、トラックなど、他のところに流れたという認識でおりましたので、大野知事のおっしゃる通りなのかなと思っております。

○会長

福田知事お願いします。

○栃木県知事

2項目目に、外国人受入れに向けた取組などのキャリア形成のための支援を充実させると、こういう文言ありますけれども、今現在も事業主が外国人の運転手を受入れることは可能ですよね。なにか国の制度として、縛りなどの問題があるのでしょうか。

○東京都副知事

規制というよりは、受入れのための支援をしてほしいということです。小さいところだと、外国人の労働者がすぐ受入れられにくいところがありますので、それに向けた各種支援をやってほしいというような、充実させること、という形で表現してございます。

○栃木県知事

みちのりホールディングスグループの茨城交通と関東自動車について、茨城県内はわかりませんが、栃木県内では今年は外国人の労働者を、スリランカから迎えるということで、直接面接をして青年を2人、採用することになりました。メカニックの部分は、もう二桁台の外国人の方々が整備で活躍をしているという状況にありますので、ここの分野もやはり外国人材に頼らざるを得ないということで、県内ではそういう動きが加速化しているということを申し上げたいと思います。以上です。

○会長

ありがとうございます。具体的な提案としては、長野県の阿部知事の（ご意見を）踏まえた文案というのを、事務的に調整いただいて、ということにさせていただきたいと思います。

(異議なし)

○会長

それでは、続きまして、地方の医療提供体制の強化に向けた取組です。こちら茨城県の提案でございますので、私から説明をさせていただきたいと思います。

資料 40 ページをご覧くださいと思いますが、人口減少が加速する現代において、生産年齢人口の減少や高齢人口の増加など、将来的な人口構成の変化を見据えた医療提供体制を構築することが求められております。地域の需要や医療資源の状況を踏まえた病床の整備や医療人材の確保に向けた取組を行うことが重要です。

まずこの1番目として、医療法に規定された標準病床数制度、これによる病床過剰地域にあっては、現在活用されていない非稼働病床も既存の病床数とカウントされてしまいまして、医療機関などが、増床などによって規模を拡大し、地域にとって必要な医療機能強化を図るということが、困難になってしまっている状況でございます。病床過剰地域にあっても、医療機能の効率化に向けて、医療機関同士による病床の融通を可能とする特例として、地域医療推進法人制度もございますが、非稼働病床を融通する医療機関に対する支援がありませんので、制度の活用が進んでないというのが実情です。こうした状況において、地域の実情に応じた病床の有効活用が可能となるよう、地域医療連携推進法人制度を活用して、病状を融通する医療機関のインセンティブ付与などの支援及び基準病床数制度における病床過剰地域であっても、人手不足などを理由に非稼働となっている病床については一定の条件のもと、都道府県が主体となって病床を融通することが可能となる特例制度の創設を要望するものでございます。

2つ目として、人口減少時代において、新たな医療従事者などの確保にあたっては、外国人材の活用が不可欠でございます。医療分野などにおける外国人材の活躍を促進するため、外国人が看護師国家試験、介護福祉士国家試験を受験する際に、平易な日本語を用いて出題する、または日本語のほか英語など多言語による表記を併用し選択可能とするなど配慮して、外国人が受験しやすい環境を整備することを要望するものでございます。

皆さんからご意見、ご発言がございましたらよろしくお願いいたします。

(異議なし)

○会長

よろしいでしょうか。特段意見がなかったということで、そのまま進めさせていただきます。ありがとうございます。

それでは次に、栃木県からの、孤立可能性集落対策についてご説明をお願いいたします。

○栃木県知事

ありがとうございます。令和6年の能登半島地震で、道路の寸断などによって多数の孤立集落が発生しまして、その解消が喫緊の課題となっています。孤立集落の発生につきましては、中山間地域等を抱える都道府県であれば、どこでも起こりうるものだと思います。本県では昨年度、孤立可能性集落の状況把握のための調査を独自に行ったところでございます。その結果、前回調査が平成25年度でしたが、孤立可能性集落が大幅に増えました。集落内のヘリコプターの臨時離発着場、あるいは情報通信手段の確保、さらには物資等の備蓄の整備状況につきまして、平時からの備えが十分でないということが、調査の結果、明らかになりました。そこで、地区防災計画の策定促進、あるいはヘリの臨時離発着場の整備、情報通信手段の整備、資機材の整備への支援など、今年度から独自に取り組むことといたしました。13日、今月ですけれども、孤立集落が発生したという想定の下、自衛隊、県の防災ヘリなどによる実動訓練を行いまして、住民の救助とか、物資輸送などの支援について、実効性の確認をしたところでございます。そこで、国は孤立可能性集落を把握するため、今年度、全国的な調査を実施することとしておりますけれども、前回調査から10年程度経過しておりますので、中山間地域等における過疎化あるいは高齢化の一層の進行が想定されることから、調査におきまして把握した集落の実態に基づく備えの強化を速やかに行う必要が出てくると思います。

また、対象となる集落も多数にのぼりますので、自治体が行う、孤立可能性集落対策に必要な費用につきまして、財政措置を国に要望するも

のでございますので、各都県の賛同をよろしくお願いいたします。

○会長

ありがとうございます。皆さんからご意見・ご発言ございますでしょうか。熊谷知事どうぞ。

○千葉県知事

栃木県さんの要望、提案に賛成であります。私たち千葉県、ちょうど能登半島をひっくり返すと房総半島になりますので、そういった意味では、この半島防災、孤立集落対策に対する我が事としての危機意識というのは、県庁もそうですけれども、各市町村、各地域、非常に高いものがございまして、昨年、私も能登半島、被災地視察をした際に、改めて孤立集落対策をしなければいけないということで、栃木県さん同様に、我々も昨年、県独自に改めて調査をした結果、532 か所も孤立可能性のある集落があるということが分かりまして。私ども昨年度からですね、市町村が行う孤立集落対策に対して、県独自で3カ年の緊急支援対策という形で制度を創設いたしまして、これまでに251の集落において、備蓄の増強であったり、もしくは非常用の発電機であったり、情報通信手段の整備であったり、ドローン操縦技術の習得など、それぞれで対策の強化が図られているところではありますが、対象地域が本当に多数に及んでおりまして、更には対策をした場合の備蓄品の更新であったり、設備の維持管理含めて、継続的な財政負担も必要となりますので、地方だけで対応することは困難というふうに考えております。県、市町村が地域の実情に応じた対策を着実に推進できるように、財政面での支援を、国には求めているというふうに考えております。以上でございます。

○栃木県知事

千葉とほぼ同数、栃木県内も544集落あります。

○会長

ほか、よろしいでしょうか。阿部知事。

○長野県知事

私も提案に大賛成であります。長野県、前回の国の調査の際の孤立可能性集落数が 1,163 か所ということで、都道府県の中で最多という状況でありました。本県も能登半島地震の教訓を踏まえて、地震防災対策を強化しようということで、独自に調査をさせていただいて、改めて昨年確認したところ、全県で 952 か所、孤立可能性地域があるということを把握させていただいています。一番、我々が懸念しているのは、やっぱり情報が途絶してしまうということだと思っておりますので、衛星電話等の配備をしっかり進めなければいけないと思っておりますが、しかしながら、なかなか、従来からの衛星携帯、あるいはスターリンクの活用ということを考えた時に、かなりランニングコストがかかるという課題もありますので、こうした部分は国が統一的な方針をしっかりと示していただいた上で、孤立集落には必ず通信手段を確保できるような、そうした支援をしっかり行っていただきたいと思っておりますので、提案の趣旨に大賛成をさせていただきたいと思えます。以上です。

○会長

ありがとうございます。その他よろしいですか。

(異議なし)

○会長

みなさん、大賛成ということでございましたので、このまま進めさせていただきたいと思えます。ありがとうございます。

次に、群馬県さんから、保育士配置基準の抜本的な見直しについてご説明をお願いいたします。

○群馬県副知事

ありがとうございます。資料 43 ページ、添付資料 45 ページとなります。群馬県からは、保育士配置基準の抜本的な見直しについてご提案をさせていただきました。

4、5 歳児の保育士配置基準につきましては、令和 6 年度に児童 30 人

に対して保育士一人を配置します、いわゆる 30 対 1 の従来基準から 25 対 1 に改善をされ、これに伴う財政措置がとられたところでございます。しかしながら、財政措置の内容は、30 対 1 と 25 対 1 の差額が公定価格上の加算措置にとどまりまして、価格の算出の大部分を占めます、基本分単価への反映はなされませんでした。

また、1 歳児の保育士配置基準につきましても、令和 7 年度から改善が図られますものの、従来の配置基準、6 対 1 の見直しは行われず、5 対 1 の配置基準を満たした施設等に対しまして、これも加算措置がされるということにとどまっております。さらに、この加算には複数の条件が付されまして、職員の平均経験年数や ICT 活用、あるいは 1 歳児の配置基準達成との関連が薄く、また 1 歳児のみに条件を付ける根拠にも乏しく、十分な改善が図られたとは言い難い内容でございます。

そこで、本県からは 3 点、まず 1 点目として、子供の成長、発育の観点から、あるべき配置基準の研究をし、その基準に基づき、配置基準を抜本的に見直すこと。

2 点目といたしまして、1 歳児の職員配置加算について条件を撤廃すること。

3 点目として、1 歳児、3～5 歳児間の配置基準を満たした施設に対しては、公定価格における基本分単価を算定し、安定した財源を措置すること。

一方で、保育士の確保がにわかには難しい地域もありますことから、併せまして、施設が保育士の配置基準を満たせず、利用定員を引き下げることのないよう、人材確保対策及び配置基準の経過措置についても、特段の配慮を講じること、この 3 点について国に要望してまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○会長

はい。みなさんの方からご意見ございますか。福田知事お願いします。

○栃木県知事

要望の趣旨に賛同をする立場から申し上げます。子供の成長あるいは発育の観点から、基準を満たした施設に対しまして、安定した財源を措置す

ることは重要でございます。

本県といたしましては、従来から1歳児担当保育士につきまして、国の配置基準を超える増員にかかる経費を市町に助成しております。同じく多くの都道府県でも行っていることと思います。国は7年度から、今の説明でありましたように、1歳児5人に保育士1人の加算措置を条件付きで行うということです。1歳児は0歳児同様に、手厚いケアが必要でございますので、最低基準の抜本的見直し及び保育士確保対策を求める群馬県の提案に賛同したいと思います。よろしくお願いします。

○会長

ありがとうございます。他にはよろしいでしょうか。

(異議なし)

○会長

無いようでございますので、これは原案のままということにさせていただきます。ありがとうございます。

次に、埼玉県さんの方から、産業廃棄物等の広域的な不適正処理事案への国の積極的な関与についてご説明をお願いいたします。

○埼玉県知事

ありがとうございます。46ページ以降になりますが、産業廃棄物等の広域的な不適正処理事案への国の積極的な関与についてご提案を申し上げたいと思っております。

ポンチ絵の方を見ていただきたいと思いますけれども、近年、外国人グループなどが、複数の自治体間を移動して、廃プラスチック類や金属くずといった雑品スクラップなどの不要物を有価物と称して大規模に不適正保管する事案であったり、複数箇所にゲリラ投棄する事案が発生しています。

これらは有害物質が含有されている場合もあれば、あるいは崩落する可能性もあり、周辺的生活環境に大きな影響を及ぼす恐れもあり、実際に強制代執行が行われるなど、各自治体とも対応に苦慮しています。

このような事案は、外国人業者のヤードが深く関係し、外国人グループのダミー会社やブローカーが複数の自治体間を移動しながら関与していると想定されています。埼玉県におきましても、こうした事例が2件発生しているほか、別の自治体でも同様の事案が複数発生しております。

次のポンチ絵の2の課題のところですが、こうした事案は、外国人による組織的な偽装・隠蔽行為が行われていることや、外国語による聴取および指導が必要な場合もあることから、実態解明が困難であり、本県でも対応に苦慮しています。行政代執行を行った場合も、関係者が帰国してしまって接触ができないなど、求償が困難な場合もあります。このような不適正処理事案は未然防止や早期対応が不可欠ではありますが、現在は自治体間の情報共有の仕組みが構築されていないため、円滑な情報共有が難しい状況です。

その上、自治体間での指導方針や国による廃棄物該当性の判断についての法解釈が不明瞭であるがゆえの適用の相違もあり、統一かつ迅速な対応が困難であり、つきましては、4点について、特段の措置を講ずるよう国に対して要望したいと思っています。

1点目ではありますが、外国人による不適正な廃棄物処理や偽装隠蔽行為に、専門的知識を有する専門家・実務者を派遣するなど、技術的支援の拡充を図るとともに、さらなる財政的支援の充実を図ること。

2点目、国が主体となって、外国人グループなどによる不適正処理事案に関する詳細な情報を速やかに収集し、自治体間で共有できる制度を構築すること。

3点目、国は、自治体の裁量に委ねられている廃棄物該当性の判断の法解釈及び指導方針について、統一した見解を明確に示すこと。

4点目、外国人グループなどが関連する複数の自治体にまたがる不適正処理事案について、国が主体となって調整を図り、連携して対応できる体制を構築すること。

以上であります。よろしく申し上げます。

○会長

はい、ありがとうございます。ご意見ございますか。福田知事お願いします。

○栃木県知事

埼玉県の問題に賛成いたします。

今、大野知事からお話ありましたように、法解釈が不明瞭というところが、悪い人たちがつけ入る隙を与えているということになって、それが行政を苦しめて、判断も含めて苦しめているというふうに思っています。廃棄物の該当性の判断につきまして、5つの要素を総合的に勘案して判断するもの、となっており、この総合的に判断するというところが、問題があると思っています。物の性状、排出の状況、通常の取扱い形態、取引価値の有無、占有者の意思などを総合的に判断すると。県内も、それから4都県は、建設需要が相まってですね、首都圏の建設残土が、栃木県にいっぱい来ています。これは適正に処理したいと思っていますけれども、そこにガラス片とか瓦とか陶器とかですね、そういうものをどこかで粉碎して、ブレンドして栃木県に持ち込むと、そして持ち込み先が、経営体力が無くなってきたような砂利屋を買って、経営者が首都圏の方と、そこに首都圏から持ってきたものを、建設残土は合法ですけれども、そこにブレンドして栃木県内に持ち込むと。それに対して栃木県庁はどう判断するんだと、こういうふうに聞きますと、業者が有価物と言い張った時に、廃棄物かどうかの判断については、物の性状とか取引価値の有無などを総合的に判断するという、また、ここにも総合的に判断するが出てくるんですけれども、これだと、悪い業者が、売るんだと、買い手が決まっているんだと、こういうふうになってしまうと残念ながら指導はできない、撤去の命令もできないと。こういう状況になっておりまして、頭のいい悪い業者が、私腹を肥やすと。この温床に、この法体系がなっているというふうに思いますので、埼玉県の問題に賛成しながら、国としてもしっかりした方針を示してもらわないと、我々埼玉県と栃木県の運用が変わっている、なので、行きやすいところに行こうということになってしまいかねないものですから、やはりしっかりと統一していくべき、対応していくべきだというふうに思います。

○会長

ありがとうございます。他にはよろしいですか。

私からも、茨城県も、産業廃棄物を捨てる仕向け地として、しょっちゅう来ておりまして、この前も、積み上がったペットボトル中心の産業廃棄物を有価物だと言い張っていたところを、無価物だと認定して、行政代執行で3億円かけて撤去したのですが、一点だけ意見を言わせていただくと、この文案の最初の1のところに、「外国人による」という文案になっているのですが、本県の事例は日本人だったのと、2つめ以降は全部「外国人グループなど」というふうになっているので、ここも「外国人など」と、両方読めるようにしていただいただけをお願いしたいのですが、よろしいでしょうか。

○埼玉県知事

異議ございません。

○会長

他にはよろしいでしょうか。

(異議なし)

○会長

ではその修正だけお願いいたします。

それでは次に、千葉県さんから外国人増加に対する取組の強化についてご説明をお願いいたします。

○千葉県知事

ありがとうございます。千葉県からは、外国人の増加に対する取組の強化について、国に要望することを提案いたします。

令和6年6月末現在、国内の外国人数過去最高の約360万人を記録いたしました。私ども千葉県でも約22万人と、県人口の約3.5%を占めるに至っております。私ども千葉県の特徴は、在留外国人に占める家族滞在の割合が全国で一番高い11.1%でございまして、配偶者などについては、日本語教育を受ける機会が乏しく、基礎的な日本語教育であったり、生活オリエンテーションの実施が非常に重要だというふうに考えております。

今後、育成就労制度の創設などによって、就労目的の外国人、またその家族など、さらなる増加が見込まれておりまして、外国人の活躍が、地域

社会に新たな活力をもたらすことは、これはもう期待されております。

一方で、外国人が日本で暮らしていくためには、解決を目指すべき課題も存在いたします。言葉、文化、生活習慣の違いから生じる地域での孤立や、またトラブルを防いでいかななくてはなりません。

また、外国人の児童生徒なども増加しておりますが、こうした子供たちは進学率が低いといった状況もありまして、将来この子供たちが自立して暮らしていくためには、文化的な背景にも配慮したきめ細かな日本語指導や支援を充実させる必要があります。

日本人と外国人が共に安心して暮らすためにも、適法に滞在していただくことが前提であります。しかしながら、入管法違反件数は増加傾向にありまして、その多くは不法残留が占め、不法滞在の多くが関東地方で稼働しているということも見過ごせません。

私ども千葉県ではこれまでも外国人が地域社会で暮らしていけるように、日本語教育のための人材育成、教室の立ち上げや運営の支援、外国人向けの相談窓口の設置であったり、県立学校への外国人児童生徒などの教育相談員の派遣といった施策に加えまして、独自に義務教育年齢を超過した子供に対する学習支援を行う NPO 団体等への補助なども行ってまいりました。こうした取組を進めてきた中で、課題解決に必要と強く認識をしておりますのは、まず日本語や日本社会の制度、生活する上でのルールを学ぶ全国共通の仕組みづくりが必要だというふうに考えております。ヨーロッパ、ドイツ等含めて、そうした国々というのは、もう社会統合政策の重要性が深く認識をされて、例えば統合講習、ドイツ語学コース、計 450 時間の受講が義務化されるなど、そうした対策を彼らはやっております。また、外国人児童生徒の増加であったり、使用言語が非常に多様化してきておりますので、それに対応してきめ細かな日本語教育を推進するためには、教員数であったり、財源も不足しております。適切な出入国管理については、これ国の責任でしっかりと対応していかなければなりません。

そこで、私どもから次の 4 点を要望いたします。

まず 1 つが、外国人が日本語や日本の文化、生活ルールなどを学ぶ仕組みを整備し、在留資格などに応じて全国的に共通した水準の能力や知識を身につけられるようにすること。

2 つ目に、日本語指導等を行う教員の定数の改善、補助事業の予算拡充

及び補助率の引き上げ、また、専門性の高い教員の計画的な育成と配置のための予算措置等を講じること。

3点目が、地域の状況に応じた日本語教育や必要な相談体制が維持確保できるよう、補助制度の見直しや必要な予算の確保を行うこと。

4つ目に、不法滞在に対しては、国の責任において適切な出入国在留管理を徹底すること。

以上、外国人の増加に対する取組の強化について、国に要望することを提案いたします。以上でございます。

○会長

ありがとうございます。ご意見ございますか。

では鈴木知事お願いします。

○静岡県知事

千葉県さんの提案に全面的に賛同いたします。ご存知のように、今、全国知事会におきましても、外国人の受入れと多文化共生社会実現プロジェクトチームにおきまして、今、熊谷知事がご提案いただいたようなことも含めてですね、地域の実情を踏まえた必要な提言を行うという取組を進めておりますので、また皆様のご協力いただきたいと思います。

これ元々ですね、勝手に国が外国人をどんどん入れて、全部地方に押し付けて任せてきたと。地方は逃げられませんから、やっぱりそれぞれが対応していかなければいけないという中で、少しずついろんな制度も整備されてきてはおりますけれども、例えば日本語教育なんかにつきましても、やはり財源がかなり限られてるんで、例えば、県の場合は、令和7年度は申請額の65%しか、おそらくみなさんのところもそうだと思いますけれども、措置されてないということでありまして、これからますます外国人の方が増えていく、あるいは定住化、永住化が進んでいく中であってですね、しっかりと国がですね、予算の確保とか、永続的な財政措置を行うということは必要でございますし、まずそのためのですね、基礎となる社会統合基本法の整備とかですね、そういうこともしっかりと国の方に訴えていかなきゃいけないなというふうに考えております。熊谷知事の提言に全面的に賛成をいたします。

○会長

はい。では長崎知事お願いします。

○山梨県知事

山梨県も、千葉県のご提案のご主旨には大賛成をいたします。ただ、日本語指導が必要な外国人児童生徒等への対応というのは、小中高生に限らない。つまり未就学児、この人たちの早い段階から巻き込んでいく必要があるのと思っています。いわば国際保育みたいなイメージですけども、これは1つには、外国人未就学時に対する保育サービス、これはそのものなのですが、外国人の親御さんは得てして孤立しがちで、保育所に入って、要はママ友かパパ友の中で情報交換ができて、孤立しないで済ませることができだろうと。それから3点目は、むしろ日本の子供が、一緒に外国人の子供と早いうちにお付き合いをすることで、国際感覚というか、外国人を不要に恐れないで済むと、こういうメリットも考えられるかと思います。未就学児についても範囲に含めるような記述を入れていただけるとありがたいと思います。

○会長

大野知事、お願いします。

○埼玉県知事

ありがとうございます。千葉県からのご提案に賛成であります。他方、4番のところなんですけど、若干コメントさせていただきますと、出入国管理や在留管理、これその通りなんですけど、査証免除協定を利用して、査証なしに入って、そこで難民申請を行って、難民申請を却下されるんですが、国際法上のノン・ルフールマンルールというのがあって、要するに難民が認定されない場合、何度でも申請して、それを追い出しちゃいけないという、こういった国際法上のルールがあるので、結果としてその方が繰り返し申請を行うことで滞在が継続し、結局、それで生活の糧を得るといいう、こういったケースが相次いでおり、この点については2月に鈴木法務大臣が、手続きの迅速化は課題というふうに述べておられます。

こういった課題と考えている以上ですね、ここにありますように、適切な出入国在留管理があるんですが、しかし実際には適切に入っても、その後、もうそういったことではない、といったことがございますので、例えば 92 年に我が国政府は、イランに対して相互査免協定を持っていたんですが、査証免除を一時停止するということで、結局イラン人がわっと上野の山から消えたという、そういったこともございます。

そういった意味で、それが適切かどうかも含めてではありますけれども、国の責任において、この最後の行なんですが、適切な出入国在留管理を徹底する、これはその通りだと思いますけれども、例えば皆さんにご同意いただけるのであれば、相互査証免除協定の停止を含め、とかですね、つまり、出入国管理そのものから抜けてしまっているところを一言入れていただけるとありがたいと思います。以上です。

○会長

ありがとうございます。熊谷知事お願いします。

○千葉県知事

ありがとうございます。それではまず、あの山梨県さんの、未就学児の部分の表記の部分については、少し実務的にやり取りをさせていただきたいというふうに思っております。

また、大野知事の方からお話いただいた 4 つ目の出入国の部分、どういう形で表現をして包含させるか、これについても少し事務方同士でやらせていただきたいというふうに思います。ありがとうございます。

○会長

ではそれぞれ山梨県、埼玉県と千葉県とで調整いただければと思います。

(異議なし)

続いて、神奈川県から労働力不足の改善に向けた対応について、ご説明をお願いいたします。

○神奈川県知事

ありがとうございます。本県からは、労働力不足の改善に向けた対応について、を提案させていただきます。58 ページの神奈川県の資料をご覧くださいながら聞いていただきたいと思います。

まず1、提案の背景であります。我が国を取り巻く超高齢社会や人口減少社会の到来により、労働力不足が顕在化しております。国立社会保障・人口問題研究所の日本の将来推計人口によりますと、15 歳から 64 歳までの生産年齢人口が、2025 年から 2040 年までに約 1,097 万人減少すると推計をされております。

労働力不足の深刻化は持続的な経済成長を阻害するものでありまして、喫緊の課題であります。この真ん中の、改善に向けたイメージ、これをご覧くださいと思います。労働力についてイメージがしやすいよう水槽に見立てて説明をしてみたいです。まず左側の絵でありますけれども、黒い実線で囲っている水槽が、現在必要な労働力全体を表しております。そして水槽の中の水色の部分が現在の労働力人口を、黄色の部分は現在不足している労働力を示しております。また、右下の蛇口は人口減少等による労働力人口の減少を表しております。この絵からわかるように、現在は労働力不足が加速する状況となっております。

こうした状況を改善していくためには、右側の絵のように、企業の生産性向上の取組によって、必要な労働力全体を減らしていくとともに、人材確保の取組によって、労働力の供給を増やしていく必要があります。具体的には、企業の生産性向上のための取組として、省力化に資する設備導入や AI・ロボット等の自動化技術の利用拡大、リスクリングの推進等が挙げられます。また、人材確保のための取組としては、求職者への支援や、女性や高齢者、障がい者などの潜在的労働力の掘り起こし、外国人材の活用等が挙げられます。労働力の改善には、こうした両面からの取組が重要であります。

次のページ 59 ページをご覧くださいと思います。

2、現状と課題であります。まず左側の現状課題 1 であります。こうした労働力不足の改善に向けた取組を進めていく上では、各産業、各都道府県における状況の把握、これは不可欠であります。しかし、現在国のデータでは、雇用動向調査における欠員率など、労働力不足の現状や、将来必

要とされる労働力について、産業別、都道府県別のデータが示されておりません。

次に、右側の、現状課題２でありますけども、労働力不足の改善に中長期的な視点で取り組んでいくためには、AI や ICT といったデジタル技術の社会実装や年収の壁見直し等による経済社会の構造変化、そして外国人材の受入れなど、さまざまな状況を考慮して進めていく必要があります。このような労働政策は、国が一義的な責任を負うべきものであります。しかし、現状、国は各省庁において生産性向上や人材確保の取組を実施しているものの、将来にわたる労働力不足への対応策について、その全体像を示しておりません。こうしたことから、各自治体が地域の実情に合わせた効果的・効率的な労働施策を実施していくためには、労働力不足の現状等を表す国のデータや、国の対応策の全体像が示されることが必要不可欠となっております。

そこで、３、提案内容をご覧ください。

１点目は、国が保有している統計データ等を基に、労働力不足の現状や将来必要とされる労働力について、産業別、都道府県別に明らかにすること。

２点目は、明らかにしたデータを元に、国としての労働力不足の改善に向けた対応策の全体像を示すこと。

以上２点について、関東地方知事会として、国に対して要望することについてご賛同いただきたいと思います。私からは、以上です。

○会長

ありがとうございます。ご意見ございますでしょうか。阿部知事お願いします。

○長野県知事

黒岩知事のご提案、大いに賛同するものであります。全国知事会においても、人口戦略を国において総合的に進めろということで要請をしていますが、その中の具体的かつ重要な課題が、まさにこの労働力の問題だと思います。我々長野県もいろんなデータを駆使して推計しようとしておりますが、なかなか都道府県単位でこうした取組をするのは難しいと思っ

ています。

黒岩知事ご指摘の通り、看護師だとか介護職員だとか、分野別には、国では一定程度方向性を出しておりますけれども、総合的な対応とか総合的な戦略が完全に欠如してますので、人口減少の中で労働力を国全体でどう見通していくのかということの議論を強く求めていくということは、我々にとっても、日本全体にとっても、非常に重要な課題だと思いますので、強く関東地方知事会としてしっかり国に提案していくことが必要だと思っております。大賛成でございます。ありがとうございます。

○会長

はい。ありがとうございます。他には、よろしいですか。

(異議なし)

○会長

それでは、原案のままということにさせていただきたいと思います。

次に、山梨県さんから在留資格の対象拡大についてご説明をお願いいたします。

○山梨県知事

ありがとうございます。在留資格の対象拡大ですが、まさに今お話があった労働力不足は、特に我々の地方、あるいは中小零細企業、大変厳しいという声があります。そういうなかで、もはや外国人材は、ある意味経済の担い手になっています。しかしながら、外国人材、活動できる分野、職種、作業には制限が設けられておりまして、外国人材の活躍の場を狭めている状態にあります。ついては、私どもから、この在留資格の対象拡大に関しまして、2点、お話をさせていただきたいと思います。

1点目は、外国人材が就労できる分野、あるいは従事できる業務の拡大です。例えば、山梨県の主要な地場産業には宝飾産業がありますが、技能実習2号への移行対象職種には該当しておりません。また、特定技能制度の対象分野でもないことから、これらの在留資格で雇用することはできないという問題がございます。もう1つは技術、人文知識、国際業務など、

一般に高度人材と呼ばれる外国人の雇用の問題がございます。この高度人材はですね、従事できる業務が厳格に定められています。例えば宿泊業では、通訳として採用された場合、フロント業務はオッケーですけど、売店あるいはベッドメイキングなどの単純な業務ができないことから、従業員の少ない中小の事業者からは柔軟な対応が可能となるよう、私どもに意見が寄せられております。

現在の育成就労制度について、詳細議論されておりますが、是非ともですね、地域や現場の実情を踏まえた拡充あるいは設定ができるように、要望をしていただきたいと思います。

それから2点目は、手続きの簡素化に関してです。この特定技能制度つきまして、自動車運送業などが、令和6年3月に、対象分野として新たに追加されたというふうに承知をしておりますが、この追加の際には、大変な手間がかかったと伺っています。事前の業界全体の調整、関係省庁との協議、国の有識者会議等での議論、そして関係閣僚会議、閣議と、大変重い手続になっています。これらの手続を、先ほど申し上げましたが、規模の小さい地場の産業が主体となって取り組むということは極めて、事実上困難でありまして、優秀な外国人材を獲得して、産業維持発展させたいという意欲を阻む要因となっているのではないかと思います。こうしたことから、ぜひ各業界の実情を踏まえていただいて、簡素な手続による分野の追加が可能となるような、そういう制度改善を要望したいと思います。以上でございます。

○会長

ありがとうございます。黒岩知事お願いします。

○神奈川県知事

山梨県のご提案に賛同いたします。本県におきましても、中小企業の成長を牽引する専門的技術的分野の人材を確保するため、在留資格の技術・人文知識・国際業務を有する人材の積極的な受入れを開始したところであります。

この在留資格においても、例えばホテル旅館等の宿泊施設では、外国語を用いたフロント業務、外国人観光客向けのコンシェルジュ業務など、従

事できる業務は厳格に特定されております。日本人宿泊客からの問い合わせなど、フロント業務に付随した接客業務により柔軟に関わることによって、本人のキャリア形成や人材育成、社内コミュニケーションの円滑化が図れるものと考えております。こういう現場で仕事にだんだん慣れていくと、いろんなことができるようになってくるということです。やっぱりそういう形、受入れるということが非常に大事だなと思います。

我々神奈川県は、ともに生きる、「ともいき」というコンセプトを非常に大事にしております。これはもともと、9年前に起きた津久井やまゆり園事件、知的障害者施設で起きた、「意思疎通ができない人間は生きている意味はないんだ。」ということで、19人もの貴重な命が奪われたという、こんな悲惨な事件が起きて、それからなんでこんなことが起きたのか、そこからどう立ち直ろうとするかっていうことをずっとやってきたわけです。ありますけども、そのなかで「ともに生きる社会かながわ憲章」をまとめて、前進させてきたわけですね。「ともに生きる」の逆は、例えば教育で言うと、分離教育とかですね。だから今、小さい頃から分離して、障害の方を分離して育ててきているから、大きくなってから知的障害の人と会ってもどう対応していいか分からないという、それがいけないということで、インクルーシブ教育、「フルインクルーシブ教育」などを進めていこうとしているわけです。

我々は基本的にこれからの時代っていうのは、日本はそうなっていくべきだなというふうに思うんですね。そういう時に外国人というのも、外国人とともに生きるということを目指していくべきだ、というふうに考えるわけでありまして、外国人を特別な存在として扱ってくるということでは、やっぱり本当の日本の成長に繋がってこないと思いますので、ともに生きる、外国人とも、ともに生きる社会を目指していくという意味で、山梨県のご提案に大賛成であります。

○会長

福田知事お願いします。

○栃木県知事

私も山梨県の提案に賛成をいたします。2項目の新たな在留資格の育成

就労云々の部分ですけれども、牛豚食肉処理加工の牛豚精肉商品製造作業とか、アルミニウムの圧延・押出とか、家具製作、ボイラーメンテナンス、こういった職種について、残念ながら該当しないという状況にありますので、地方の中小企業等のニーズに応じて、特定産業分野への追加を柔軟に対応していくべきだというふうに思いますので、国に求めていくことについて賛成をしたいと思います。

○会長

ありがとうございます。ええ、他にはよろしいですか。

(異議なし)

○会長

私もコメントさせていただきますと、黒岩知事からお話のあった、労働力不足の話とも繋がっている話だと思うのですが、日本人の仕事を守るために、なるべく細かく使いづらくしていたという、外国人の受入れの、この資格制度というのは抜本的に方向転換していただきたいという話につながっているのではないかなというふうに思っています、私ども非常に共感するものでございます。ということで、原案通りにさせていただければというふうに思います。ありがとうございました。

続きまして、静岡県さんから、富士山等の広域火山防災対策における取組の一層の推進についてご説明をお願いします。

○静岡県知事

よろしくお願いします。静岡県からは、富士山等の広域火山防災対策における取組の一層の推進について、ご提案をいたします。富士山や浅間山等の噴火につきましては、広域にわたって多大なる影響をもたらす可能性があることから、関東地方知事会の各都県においても対策を進めておられるところでございます。

国においては、昨年の令和6年4月に活動火山対策特別措置法を、改正をいたしまして、活動火山対策の強化のため、火山調査研究推進本部を設置し、火山調査研究を一元的に推進しております。また、今年3月には内

閣府から広域火山灰対策のガイドラインが、4月には気象庁から火山灰情報のあり方に関する検討状況が公表されたところであり、火山防災対策に注目が集まっております。火山現象の発生、推移に応じた適切な避難を行うためには、火山の状況を正確に観測し、その観測結果に基づいて発表される噴火警報などの情報を住民に迅速かつ的確に伝える必要がございます。火山噴出物の影響範囲が広範囲に及ぶとされている火山では、噴火口の速やかな特定や火山噴出物の観測所が避難行動に不可欠であり、観測体制の強化や観測手法の研究、電波環境の改善を含めた効果的な情報伝達方法の確立が必要です。

そのため、火山減少を的確に把握するため、観測・監視体制のさらなる充実及び強化を図るとともに、迅速かつ的確な情報提供体制を構築することを国に要望いたします。また、大規模降灰につきましては、国において火山灰警報等の導入が検討されていると伺っております。大規模降灰は富士山等の火山災害警戒地域を超えて、首都圏の各都県など、広範囲に甚大な影響をもたらす可能性があるため、新しく導入される情報をわかりやすく周知するとともに、国において最新の知見を踏まえた降灰ハザードマップの改定を速やかに検討することを要望いたします。静岡県から以上でございます。

○会長

ありがとうございます。ご意見ございますか。長崎知事。

○山梨県知事

静岡県さんのご提案には100%賛成でございます。その上で付加的に2点、ご紹介をさせていただきたいことがあります。

一つは、この富士山噴火も含めました、大規模災害時における外国人観光客の超広域避難についてです。こちらは、去年の秋の関東知事会においてご紹介をいたしました、南海トラフ地震臨時情報の発表を契機とした外国人観光客の帰国支援に関する研究につきまして、この3月に中央日本4県で大枠の取りまとめを行いましたので、ご報告をいたします。お手元の紫の紙が、その概要版になっております。こちらご覧いただきたいと思います。今回の研究にあたりましては、発生が懸念されます、南海トラフ

地震を想定いたしまして、静岡、山梨の両県に1日あたり、最大1.8万人の方が宿泊されている、外国人観光客につきまして、早期帰国を支援することを検討いたしました。昨年度の活動実績といたしましては、分野別にワーキンググループを設置して、約10回議論を行いました。必要に応じて、関係機関あるいは駐日大使館などのヒアリングも行ったところです。これらの研究の成果といたしまして、2ページ目ご覧いただければと思いますが、帰国支援の各段階における県、市町村、駐日大使館などの役割分担を明確化させていただいたことに意義があると思います。

しかしながら、まだ検討課題が残っております。例えば外国人観光客を集約する一時滞在施設の選定ですとか、あるいは市町村との誘導、輸送にかかる調整、駐日大使館等の業務のサポート体制の構築など、残された課題もございます。これにつきましては、本年9月に開催されます、中央日本4県、静岡県、山梨県、長野県、新潟県、そのサミットを目指して、引き続き研究を継続いたします。このような知見を、また共有をさせていただきたいと思います。富士山噴火の際にも大いに役立つと思います。それが1点です。

それから2点目は、この火山に関係いたしまして、火山専門人材の育成確保についてお話をさせていただきたいと思います。こちらは国が、改正活火山法に基づきまして、新たに火山専門人材の育成確保について、法律に位置づけられ、その推進を図ることとされています。この火山災害ですが、ご案内通り、他の災害と比べまして発生頻度が少なく、かつ、火山ごとに特性が異なってくるため、ひとたび噴火が起こりますと、なかなか知見の蓄積がないものですから、噴火が起きましても、予測というのは極めて難しいというのが実態でございます。難しいけれども、こうした火山災害の特性を理解し、被害を最小限に抑える対策を講じていくためには、想定される火山現象を科学的に解明する、あるいはその調査研究の成果を有効な避難対策につなげる火山専門人材の育成確保というものは、むしろ極めて重要になってまいります。

国では、昨年度、研究者だけではなくて、自治体あるいは企業などの実務者を大学で専門人材として育成する事業を創設し、こちらは、東北大学と山梨大学で採択されています。山梨大学におきましては、日本の火山学、火山防災の第一人者であります、先ほどご紹介いただきました火山調査研

究推進本部政策委員長の藤井先生が所長を務める本県の富士山科学研究所などと共同いたしまして、主に実務者を対象とした育成プログラムの開発に取り組んでいます。

火山を持つ自治体はもちろんのこと、降灰などの火山の影響を受ける自治体の職員の皆さんが火山の専門知識、あるいは技能を習得できる場となるように、県としても、この取組を後押ししており、ぜひ今後も、この取組状況を情報提供させていただきたいと思っています。また、活火山を有する 23 都道県で構成されます火山防災強化推進都道県連盟の要望に国が応える形で、今般、火山災害警戒地域の自治体において、特定任期付き職員の人件費、あるいは火山専門人材の育成に必要な研修費などが、本年度から特別地方交付税の対象とされたところであります。本県では、その専門人材を、火山防災職と銘打って活躍していただけていますが、これは火山対策だけではなくて、他の自然災害にも、持っている知見を役立てていただけて、防災計画の立案、リスク評価など、様々な分野で活躍をしていただけております。私どもとしては、全国で、この火山人材の活躍の場が広がることを希望しており、ぜひ関東知事会の皆様にもご理解と、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

○会長

ありがとうございました。その他よろしいでしょうか。

(異議なし)

○会長

ありがとうございます。それでは原案通りということで進めさせていただきます。

続きまして、長野県さんから、上下水道の耐震化及び老朽化対策の推進についてご説明をお願いいたします。

○長野県知事

それでは 11 番目、上下水道の耐震化及び老朽化対策の推進ということでご説明をしたいと思います。

まず始めに、八潮市の道路陥没事故で犠牲になられた方、そして、被害を受けられた方に、お悔やみ、お見舞いを申し上げたいと思います。また、大野知事が陣頭指揮をとられておりますことに敬意を表したいと思います。

上下水道事業については、私の方から申し上げるまでもなく、人口減少局面におきましては、非常に経営環境が厳しさを増してきていると考えています。料金収入が減少する中で、一方で施設は老朽化して、多額の維持更新の経費がかかってきている。また専門的な人材の確保も難しくなってきたというような状況の中で、これから未来に向けて、どうやってしっかり維持していくかということが、大変重要な課題になっていると考えています。そうした中、能登地震を踏まえて設置をされた上下水道地震対策検討委員会でのとりまとめを基にして、今後、耐震化の取組が加速されていく必要があるわけでありますけれども、そうした中で、やはり上下水道事業者の財政負担というのは、これからどんどん大きくなっていくことが見込まれます。

また、八潮市の道路陥没事故のように、下水道の多くが高度成長期以降に整備されてきているということで、今後、老朽化した施設による事故の発生を防ぐという観点からも、地下管路についての点検手法をはじめとする維持管理、あるいは更新のあり方、こうしたものを見直すと同時に、計画的に施設の更新を進めていくということが必要だと考えています。こうしたことから、以下3点、大きく要望しようというものであります。

まず1点目は、国土強靱化実施中期計画に、この上下水道の耐震化・老朽化対策をしっかり位置づけてもらった上で、十分な予算を確保していただくということ。

それから2点目は、防災・安全交付金において、特に水道施設・管路についての国費率は下水道に比べて低率ということでもありますので、この国費率を引き上げてもらうということ。さらには、資本単価要件等を満たせず交付対象外となっている事業者もありますので、こうした採択要件の緩和をしていただくということ。

さらに3点目は、今回の下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた対策検討委員会、ここにおける検討を、迅速に進めていただいた上で、早急に国としての方向性を示していただき、この人的負担、財政負担

に対する支援を、国としてしっかり行っていただくと、こうしたことを国に対して要望しようというものでございます。

なかなか地下に埋設されているものでありますので、一般の住民の皆様方からすると見えにくい部分の課題ではありますが、これから人口減少局面においては、しっかりとした維持更新を図っていくということが、暮らしを支えていく上で大変重要だと思っていますので、ぜひ皆様方のご賛同いただく中で、国に提言をしていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。以上です。

○会長

ありがとうございます。ご意見ございますか。熊谷知事お願いいたします。

○千葉県知事

長野県知事の提案に賛同いたします。私たち千葉県の方でも、県内の水道事業体の経営の効率化であったり、経営基盤の強化を図るために、統合であったり、広域連携を進めてきておりますけれども、どうしても人口が少ない、財政状況が厳しい水道事業体を中心に、どうしても耐震化が十分に進んでいない状況があります。私ども千葉県としても、国の補助制度に県として上乗せ補助をして、水道管耐震化の財源確保への後押しをすることとしましたけれども、やはりこの上下水道という生活基盤を守っていくために、各都県それぞれ様々な努力をされていらっしゃると思いますが、個々の自治体の取組にはやっぱり限界があります。国においてしっかりと予算を確保して、防災安全交付金の国費率の引き上げなどによって自治体を支援するという。それから管路の老朽化、漏水の状況を把握する効果的な手法の提示であったり、また何より今、人材がとにかく不足しておりますので、技術職員の人材育成だったり、確保などについても、国による積極的な支援を求めていく必要があるというふうに考えております。以上です。

○会長

大野知事お願いします。

○埼玉県知事

ありがとうございます。長野県の提案に 100%賛成ですが、八潮の件がありましたので、ちょっと補強する意味での情報提供だけさせていただきたいと思います。

まず 3 ポツのところの維持管理・更新のところですが、そもそも上水道と下水道は全く異なるもので、難易度が全く異なるということをまず指摘させていただきます。下水道の場合には、特に管渠の補修や補強の方法として SPR 工法、いわゆる更生等の手法はあるのですが、これはあくまで補強や補修に過ぎず、更新は実は日本で 3 m 以上の管はしたことがありません。つまり手法すら分からない。今回手法が分からないだけでなく、水位が高いとか、流速毎分 240 t の水が流れていて、それが硫化水素だらけであります。こういう状況の中で、人が入ることができない。それから更新についても、先ほど老朽化という話がありましたが、現時点に至っても、実は今もなお、老朽化が原因かすら分からない。

そういう状況でありまして、というのは 3 年前に、今もまだ動画も残っていますけれども、点検をしたところ、今見ても、実はそこだけ悪くなっているわけじゃないんですね。40 年経ってそういった状況になっていなかったのに、この 3 年間でいきなり進んだ理由が全く分からない。

こういう状況で考えると、更新の方法が分からない、点検の方法が分からない、入ることができない、こういう状況で、今回 80m だけ概算したんですが、おそらく 300 億円規模です。これが多分、日本で初めてきちんと更新したものですけれども、80m で 300 億円規模だとすると、私たちはこの 1 ポツと 3 ポツの、負担の問題は避けて通れないと思っています。

そしてもう 1 つ、こういった技術的なところと、ウォーター PPP の話がございました。全くその通りだと思っています。ウォーター PPP が良いか悪いかは別としても、民間の関与がより高くなる中で、その前に我々は、万が一更新をする時に誰が負担をするのかを決めておかないと、ウォーター PPP だけ進めてしまうとですね、その後、地方に大変なしわ寄せが来るという可能性が出てくるので、これについては全く 100% 同意なんですけれども、ちょっと補強だけ、情報提供させていただきます。ありがとうございます。

○会長

ありがとうございます。大変貴重な情報でした。他にはご意見ございますか。

(異議なし)

○会長

無いようですので、そのまま原案のままとさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

それでは最後になりますけども、道路網の整備促進等について、共同提案ということで、私の方から説明をさせていただきます。資料 66 ページをご覧ください。各都県にかかる道路整備促進をはじめ、高速道路網の有効活用、高速道路等の適切な管理や、機能強化の推進、重要物流道路にかかる地方公共団体への支援などを求める提案・要望です。それでは、この項目についてご意見があれば、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(異議なし)

○会長

それでは以上をもちまして、提案・要望事項に関する協議は終了とさせていただきます。修正があった部分については、それぞれ、対応していただきますようお願いいたします。ただいま決定された提案・要望事項につきましては、政府と関係方面に対して、実現のための要望活動、要請活動を行うこととしておりますので、各都県の皆様のご協力をお願いいたします。

続きまして、協議事項の 2 の、前回提案の要望事項の措置状況報告についてでございます。昨年度の秋会議に決議しました提案・要望事項の措置状況につきましては、資料 87 ページ以降の通りでございます。内容については、後ほどご覧いただければと思います。

次に、協議事項 3 の、令和 6 年度関東地方知事会歳入歳出決算案について、事務局から説明をお願いします。

○事務局

それでは資料 97 ページをご覧ください。令和 6 年度の歳入決算額は 120 万 3,704 円、歳出決算額は 64 万 2,840 円でございます。歳入歳出の差引残額は 56 万 864 円となりまして、翌年度への繰越金となります。詳細は 98 ページ以降に記載してございますが、幹事会で協議させていただいておりますので、説明は省略させていただきます。なお、4 月 16 日及び 22 日に、本年度監事を担当されております埼玉県、山梨県、両県の監査を受け、適正である旨の監査結果をいただいております。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○会長

ただいま説明がありました決算案について何かご意見がありましたらお願いいたします。

よろしいですか。それでは意見なしということで、それでは令和 6 年度の決算については、議案の通り承認することとさせていただきます。よろしいでしょうか。

(意義なし)

○会長

はい、ありがとうございます。それでは案の通り、承認することといたします。

続きまして、協議事項 4、警察物品等の共同調達検討部会の設置についてです。こちらについては、埼玉県からご提案をいただきまして、お諮りするものです。提案県の埼玉県からご説明をお願いいたします。

○埼玉県知事

ありがとうございます。102 ページをご覧いただきたいと思います。埼玉県から提案をさせていただくのは、警察物品等の共同調達検討部会の設置であります。

埼玉県では昨年度、警察本部の予算案を検討する過程で、警察物品を他

の都県と共同で調達することにより、コスト削減、あるいは調達事務の効率化ができないかという議論になりました。

私も実はかつて防衛政務官をやっておりましたが、防衛装備品等の特殊なものについては、その目的にしか適用されないために、どうしてもスケールメリットが全くない、というよりも、それだけのためにラインを作るような、そんな状況でございました。

そこで他都県と調整を進めましたところ、千葉県から賛同いただき、防弾衣を共同で調達することとなりました。こういった取組をさらに拡大したいと考えており、警察物品等の共同調達検討部会の設置を提言いたします。

まず1の目的ですが、スケールメリット等を生かした調達によるコスト削減や調達事務の効率化を図るため、各都県がそれぞれ購入している警察物品等に関する共同調達の実施について検討することとしております。ちなみに、先ほど申し上げた防衛装備品もそうなのですが、実はラインを作って、単年度でやって、翌年使わないと、結局ものすごい価格になるんですが、仮にそれが、初年度は埼玉県で、2年目は山梨県で、3年目は静岡県でということになると、それだけで、ボリュームが上がらなくても、年が繋がることによって価格が下がる、こういったメリットもあります。

次に2の検討事項ですが、当該部会では、共同調達に適当な警察物品等の選定、入札及びおよび契約に関わる関係規定の整備、幹事団体の役割など、共同調達を実施するにあたっての課題等について検討していただきたいと思っています。

最後に3のスケジュールですが、もしご了解いただければ、令和7年秋の会議までに部会を数回開催し、令和8年度の共同調達方針を取りまとめ、共同調達に参加する各都県において、令和8年度当初予算案に計上することを想定しております。

そして、令和8年度に実際に共同調達を実施し、部会において当該実施結果を踏まえた課題及び改善点を検討し、令和8年秋の会議に成果を報告できればと考えております。簡単であります。説明は以上です。よろしく願いいたします。

○会長

ありがとうございます。皆様からご意見等ございましたら。

私も、自分のところの警察で、犯罪捜査に必要なソフトウェアの開発をしたいという話がありましたけど、そんなのみんなで割り勘にしたら、もっと安くできるんじゃないのという話もしたことがございますので、大賛成でございます。よろしいでしょうか。

(異議なし)

○会長

はい。では、これはそのまま設置するということで進めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

以上で本日予定をしておりました協議事項についてはすべて終了となります。

続きまして、5のその他についてでございます。まず、令和3年の春会議で設置した二拠点居住等研究部会について、今回、長野県の方からご提案をいただいております。提案県の長野県からご説明お願いいたします。

○長野県知事

はい、ありがとうございます。資料 105 ページをご覧くださいと思います。二拠点居住等研究部会は令和3年度に設置をされて、当時山梨県にとりまとめをいただいて、報告書をとりまとめて国に対して提言を行っています。その後、二地域居住については、改正広域的地域活性化基盤整備法で定義が明確化され、また二地域居住の実践者も増えてきているという状況にある中で、国においても、二地域居住を進めようという機運が高まってきていると受け止めています。そういう中で、関東地方知事会、この二地域居住を実践している人たちが非常に多い地域であります。

冒頭のテーマでは、東京都とその他の都道府県で少し温度差のあるようなテーマもありますが、この二地域居住については、お互い、共存共栄、WinWin の関係で取り組めるテーマではないかと思っておりますし、また新しいライフスタイルをしっかりと確立していく、あるいは地域の活性化のみならず、産業、経済活性化にもつながっていく、大きな可能性を秘めている分野だと思っています。そういう意味で、この二拠点居住等研究部会、

もう 1 回稼働させていきたいと思っております。各都県の皆様方からは、方向性についてご賛同いただいたということで、我々長野県が中心になって、ぜひ具体的な活動を行っていききたいと思っております。106 ページの方に、私どもが想定している取組の考え方でありますけれども、令和 3 年度の時は、国への提言ということにとどまっていたわけでありますけれども、令和 3 年度の提言の成果等も踏まえて、ぜひ実践的な取組につなげていきたいと思っております。まず一つは前回からの変化、そして様々な具体的な取組事例を把握させていただいた上で、二つ矢印分かれておりますけれども、上手く進んでいるものについては、良い事例を共有していきたいと思っておりますし、なかなか進捗が見られていないような点については、さらに検討を深めていきたいと思っております。その上で、一つは、具体的なプロモーションの実施を通じて、この関東地域の中での二拠点居住がもっと進んでいくように、各都県の皆さんと一緒に具体的な取組を進めていきたいと思っておりますし、もう一方で、なかなか進捗が見られてないような事例については、官民連携のプラットフォームでもいろんな議論が行われていますので、そこに向けて、関東地方知事会としての提言を行って、具体的な、国全体の動きを後押ししていきたい、あるいはリードしていきたいと思っております。そうしたことを通じて、二地域居住の実践者をもっともっと増やしていくと、そういう取組に繋げていきたいと思っておりますので、まず各都県の皆様方のご協力、ご賛同をいただければと思います。よろしくお願いいたします。以上です。

○会長

ありがとうございます。活動再開ということでございますが、ご意見ございますか。

(異議なし)

○会長

よろしいですか。それでは活動再開、長野県さんを中心に、よろしくお願いいたします。

続きまして、第二回秋会議の開催日及び開催場所について、事務局から

説明をお願いします。

○事務局

次回、第二回秋会議につきましては、10月29日に茨城県内での開催を予定しておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。以上でございます。

○会長

それでは、その他ご発言があれば。黒岩知事。

○神奈川県知事

ありがとうございます。今、大阪・関西万博真っ盛りでありますけれども、2年後に横浜で万博があります。GREEN×EXPO 2027 といいます。

まだ万博が来るということの認知が進んでいませんが、間違いなく万博です。大阪・関西万博と同じ一番上位のレベルの万博が横浜で開催されますので、我々も横浜市と連携しながら、しっかり盛り上げていき、関東全域でも盛り上がっていただきたいと思います。

その中で、本県は、出展を決めており、大阪・関西万博のコンセプトは「いのち輝く」ですが、ひらがなで書いた「いのち輝く」というのを、私は15年前からずっと神奈川県で言ってきました。今度のGREEN×EXPOでも、神奈川出展はこれを英語にして、「Vibrant INOCHI」ということをテーマにした出展を考えています。「Vibrant INOCHI」を既に世界に向けて発信をしていますが、ひらがなで書いて「いのち輝く」というニュアンスは、ライブではなかなか説明できないということで、「Vibrant INOCHI」のツリーを用意して、ウェルビーイングとか、ポジティブ、スピリットとか、こういうようなものをイメージしながら、ダイバーシティ、多様性の上にこういうものがあり、これがいのち輝くです、究極の目標はこれです、ということをやっていると、こういったものをテーマにしたミュージカルショーを、今から企画をしているということをおきたいと思っています。

それから、つい先日、関東運輸局の藤田局長が神奈川県庁に来られまして、関東全域での広域観光、周遊の取組強化についてお話がありました。

関西等はですね、皆で広域連携しながら、観光に取り組んでいるということなので、ぜひ関東もお願いしたいという話がありましたので、お伝えしておきたいと思います。

もう一つ、最後に、6月公開予定の映画についてご説明したいと思いますが、フロントラインという映画があります。これ何かって言うと、コロナ対策の映画で、コロナが来た最初、ダイヤモンドプリンセス号が横浜港にやってきた。そこから物語が始まったわけになりますけど、それに対応したDMAT、災害対応緊急医療チームですね。これが立ち向かったことによって、災害対応という視点でコロナ対策に向かったというところ、これがスタートだったんですけども、その物語が映画になりまして、フロントラインという映画になりますけども、このDMATのボス、阿南英明という先生が主役なんですけども、その役を小栗旬がやりますので、ぜひご覧いただきたいと思います。ありがとうございました。

○会長

はい、ありがとうございます。他にございませんか。

(異議なし)

○会長

茨城県はGREEN×EXPOにもものすごく力入れておりますので、ご期待ください。

それでは以上をもちまして、令和7年度定例第1回関東地方知事会議を閉会いたします。長時間にわたり、お疲れ様でした。ありがとうございました。

以上